

# ご存じですか？

## 国民年金保険料免除制度

国民年金は20歳から60歳までの40年間、保険料の納付が必要ですが、所得の減少や失業などで経済的に保険料の納付が困難な場合には、本人の申請によって国民年金保険料の納付を免除する制度があります

### ○免除制度の種類

- ・「全額免除制度」 → 保険料の全額が免除
- ・「4分の1納付制度」 → 保険料の4分の1を納付（残り4分の3が免除）
- ・「半額免除制度」 → 保険料の2分の1を納付（残り2分の1が免除）
- ・「4分の3納付制度」 → 保険料の4分の3を納付（残り4分の1が免除）
- ・「若年者納付猶予制度」 → 保険料の全額を納付猶予（30歳未満のかたに限る）

※この制度をご利用いただく場合は、本人、配偶者、世帯主の前年の所得が、それぞれ一定の基準以下であることが条件となります。

また一部納付制度は、納付すべき一部保険料が未納となった場合に、一部免除が無効となり、老齢基礎年金の額に反映されず、障害や死亡といった不慮の事態が生じたとき、年金を受け取ることができなくなることがありますので、必ず一部保険料を納付していただく必要があります。

### ○保険料の追納

免除や猶予された保険料については、将来受け取る年金額が少なくならないよう、10年以内であれば後から保険料を納付することができます。この場合、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に納付する場合は、経過した年数に応じて加算額が上乗せされますので、早めの追納をお勧めします。

### ○退職（失業）の特例

免除・納付猶予には、退職（失業）の特例があります。免除申請は、原則として本人・配偶者・世帯主の方の前年の所得で審査されますが、これらのかたの中で申請する年度または前年度に退職した方は、「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険被保険者離職票」の写しを添付していただくことで、その方の所得審査が不要となります。

申請手続きは、年金手帳・印鑑をお持ちになり住民課で行ってください。

国	民
年	金

〈問合せ先〉  
岐阜南社会保険事務所  
☎273-6161



## 消・防・署

羽島郡広域連合 ☎388-1195



## 花火は楽しく安全に

夏の最も代表的な風物詩といえば花火ではないでしょうか？子どものころに遊んだ花火は、おとなになってからも思い出に残るものです。しかし、花火は火薬を使用しているため、扱い方を間違えれば火傷や火災の原因となり危険です。

花火の正しい使用方法を守り、楽しく行うために次のことに注意しましょう。

- ・花火を家に向けてたり、燃えやすい物がある所ではやらないようにしましょう。

- ・点火の際には体を風上にし、風下の人が火の粉をかぶらないように風向きに注意しましょう。
  - ・たくさんのお花火に一度に火をつけないようにしましょう。数本まとめて火をつけることにより熱が熱を呼んで、加速度的に燃焼が早まり大変危険です。
  - ・消火用の水バケツを近くに用意し、花火が終わったら完全に火を消す習慣をつけましょう。
- 以上のことを正しく守り、夏の風物詩である花火を楽しみましょう。

